



公益社団法人足立法人会 × 東京税理士会 足立支部

足立法人会会員無料の**税務相談**を是非ご利用ください!!

◇ 申し込み手順

- (1) 足立法人会へ電話で相談申し込み
- (2) 税務相談受付表の記入・提出
- (3) 東京税理士会から連絡、相談日時の調整
- (4) 調整した日時に税務相談 (1時間以内無料)

※ 初回1時間以内のみ当会が費用を負担します
時間延長、2回目以降の相談は費用自己負担

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により
現在は**電話相談**のみの対応となっております

◇ 利用対象者

足立税務署管内の企業および経営者等
(当会に入会していない方も対象となります)

【申し込み・問い合わせ】 足立法人会事務局 TEL : 03-3881-0326

令和2年度は
あと**8名**が
無料で相談を
受けられます

※ 2020年10月9日時点



1時間まで**無料**。お気軽にどうぞ!!

法人会の**法律相談**



1. 申し込み方法

- (1) 東京法人会連合会 事業課 まで電話で申し込んでください。
TEL : 03-3357-0771 (土・日・祝日を除く午前9時~午後4時)
- (2) その際、①所属法人会名 ②法人名 ③相談者名 ④連絡先電話番号をお知らせください。
- (3) 申し込み状況によってはお断りする場合もあります。
- (4) 申し込み後、別途、下記担当法律事務所まで電話のうえ相談日時等を打ち合わせてください。その際、必ず「東京法人会連合会の法律相談」利用の旨を教えてください。
- (5) 相談日時は毎週月曜日から金曜日まで(祝日は除く)の午前10時・11時および午後2時・3時・4時です。

2. 利用できる方

都内各法人会の会員企業および経営者等。(同一会員の相談は月1回に限らせていただきます。)

3. 相談内容

法律全般。(相続等会社業務以外の相談も可。)

4. 担当法律事務所

成和パートナーズ法律事務所 (令和2年1月6日 羽野島法律事務所から名称変更)
港区西新橋1丁目20番3号 虎ノ門法曹ビル 501号
TEL : 03-3592-0541 FAX : 03-3592-0543

5. 相談場所

左記法律事務所

交通：地下鉄 都営三田線「内幸町」駅 (A3出口) 徒歩3分
東京メトロ 銀座線「虎ノ門」駅 (1番出口) 徒歩5分
JR「新橋」駅 (烏森口) 徒歩7分

6. その他

- 無料相談時間は1時間までです。
(東京法人会連合会が負担します。)
- 時間を超えて相談される場合は相談者の負担となります。
- 料金は延長30分ごとに、5,000円(別途消費税)です。
その場で実費をお支払いください。



◇お問い合わせ先 (一社) 東京法人会連合会 TEL:03-3357-0771